

7月17日⑩・18日⑩

水稲ヘリ防除にご協力を

無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除を次のとおり実施します。
皆さまのご協力をお願いします。

●対象地域

神崎町全域の水田

●散布日程

7月17日⑩・18日⑩

午前4時～午前10時頃まで（雨天の場合は順延になります）

●散布方法

ラジコンヘリコプターによる散布

●散布当日の注意事項

- ① 水田付近の家庭の方は、洗濯物や布団などを外に出さないでください。また、散布日の午前中は、家の窓等を開けないでください。
- ② 散布終了後は水田には立ち入らないでください。
- ③ 屋外の車両は、水田付近から移動をお願いします。
- ④ 畑付近の水田については、十分に注意をして散布しますが、農作物の収穫はしばらくお控えください。

○問合せ

神崎町植物防疫協会事務局（役場
まちづくり課内）

☎ ⑦② 2 1 1 4



年金だより

国民年金の保険料は16,260円（平成28年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、「保険料の全額免除または一部免除（一部納付）制度」をご利用ください。

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

一部納付制度は、一部免除された保険料を納付しない場合、未納と同じとなるため、受給資格期間に含まれなくなり将来の年金の額にも反映されません。また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、必ず一部保険料を納付してください。なお、2年1ヶ月前まで遡及して免除申請をすることができます。

申請は、町民課国保年金係☎⑦② 2 1 1 3までお願いします。

